

主任技術者又は監理技術者に関する取扱いについて（一部変更）

「主任技術者又は監理技術者に関する取扱いについて（令和7年9月）」でお知らせした、大規模工事の対象金額について下記（赤字部分）のとおり変更したため、お知らせします。

記

2 監理技術者等の取扱い

（2）専任特例1号及び専任特例2号が配置できる条件の建設工事であっても、建設工事の内容により、専任特例1号及び専任特例2号の配置を認めない場合があります。内容は以下のとおりです。

専任特例1号の配置を認めない工事について

- ① 工事内容が特殊であり兼務を認めがたい工事

専任特例2号の配置を認めない工事について

- ① 大規模工事
  - ・ 予定価格が4億円を超える土木工事
  - ・ 予定価格が6.8億円を超える建築工事